

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会  
令和5年度 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 募集要領

◆目的◆

この事業は、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸付けることにより、保育士の確保に役立てるものです。貸付対象者が運営する保育所等において、新卒保育士が2年間引き続き児童の保護等に従事した場合には、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆概要◆

1 貸付対象者 次の①～④の全てを満たす保育事業者が対象です。

- ① 令和5年度に新卒保育士(※1)に対して採用の内定をする埼玉県内の保育所等(※2)の施設を運営する法人等であること。
- ② 新卒保育士の勤務先の保育所等が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け三府省連名通知)に定めるキャリアパス要件を満たしていること(申請日時時点でキャリアパス要件を満たしていない場合は、市町村による確認が必要)。\*ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。
- ③ 当該年度に都道府県知事の指定する保育士の養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
- ④ 貸付金が交付された月の翌月末までに、新卒保育士に対して 20万円を一括で給付又は貸付をすることに同意すること。

注意

- ・本貸付事業の対象者(借受者)は、保育所等の施設を運営する法人等(保育事業者)になります。新卒保育士自身が個人で申請するものではありません。
- ・同一の新卒保育士について複数の保育事業者から申請することはできません。

※1 新卒保育士

常勤保育士(就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者、又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者)であり、次の①②のいずれかに該当すること。

- ① 令和5年度中に都道府県知事の指定する保育士の養成施設※を卒業した者又は卒業見込みの者。  
※4年生大学や短期大学、専門学校に設置されている保育士の養成コース
- ② 令和5年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

※2 保育所等

県及び市町村以外のものが運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

2 貸付額及び貸付人数

貸付額 新卒保育士 1人当たり	20万円 無利子	行田市、秩父市、羽生市、戸田市、三郷市、皆野町、宮代町、杉戸町、横瀬町、鴻巣市、加須市、幸手市に所在する保育所等 (内訳) 県負担分:15万円 市町村負担分:5万円※
	15万円 無利子	上記以外に所在する保育所等 (内訳) 県負担分:15万円 市町村負担分:0円※

※市町村負担分5万円が無い場合、県社協からの貸付額は15万円となりますので、新卒保育士に就職準備金を支給する際に保育事業者が5万円を負担し、20万円にして新卒保育士に給付又は貸付をする必要があります。

【P3「新卒保育士への資金交付について」参照】

※市町村負担がある市町村でも、市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、事業者負担となる可能性があります。

貸付人数	500名 先着順	・同一保育事業者からの申請人数に制限はありません。 ・受付状況は、随時本会ホームページでご案内します。
------	----------	--

## ◆申請◆

### 1 申請方法

保育事業者は、申請書類を下記の申請先に提出してください。【P6「提出書類・届出について」参照】

保育所等	申請先
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

※県社協あてに直接提出があった場合は、書類一式を一度返却させていただきますのでご注意ください。

※新設園については、キャリアパス要件を満たす予定であると所在する市町村が認めれば、対象となる可能性があります。事前に所在する市町村保育担当課にご相談ください。

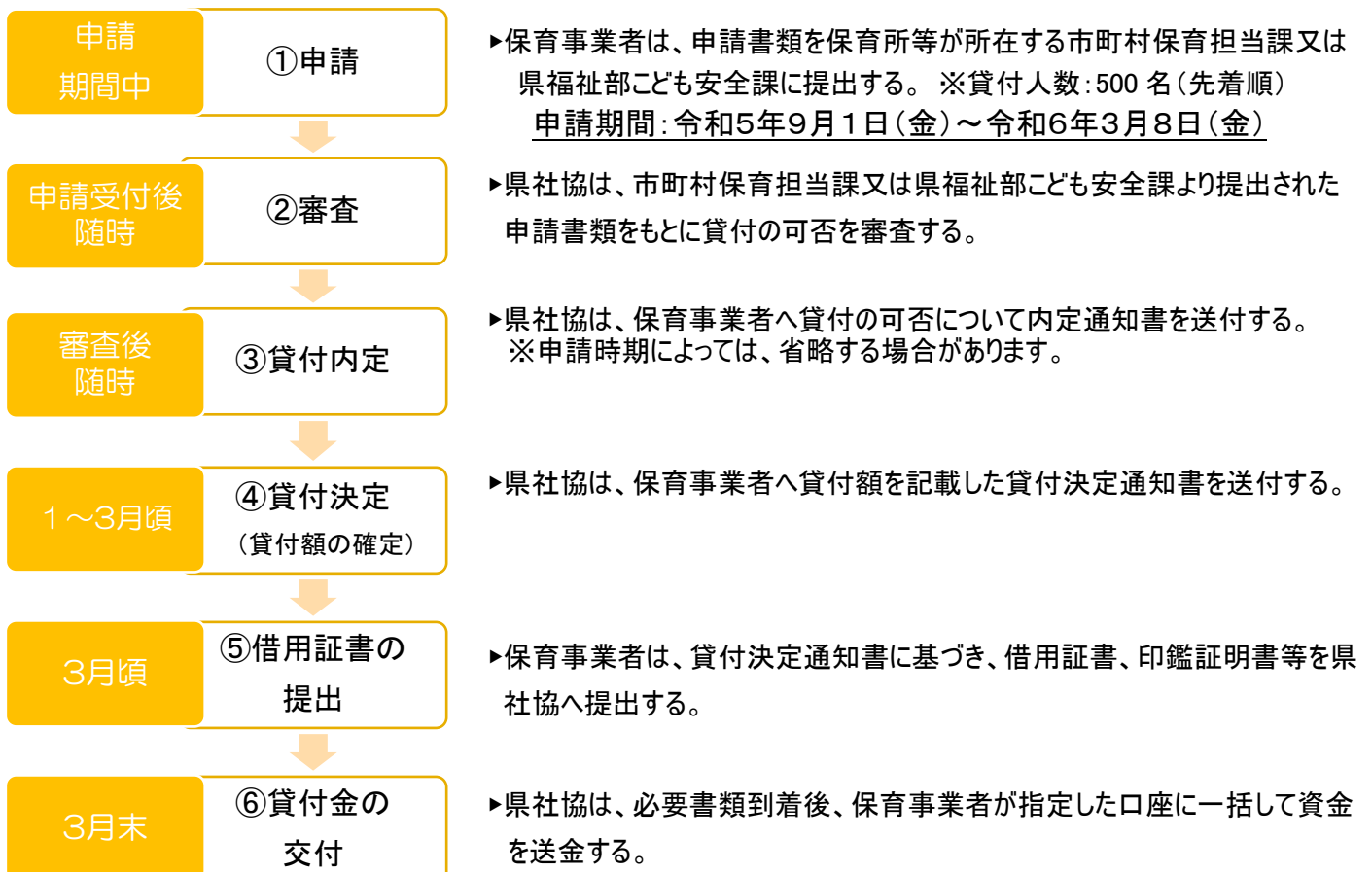
### 2 申請期間

**令和5年9月1日(金)～令和6年3月8日(金)**

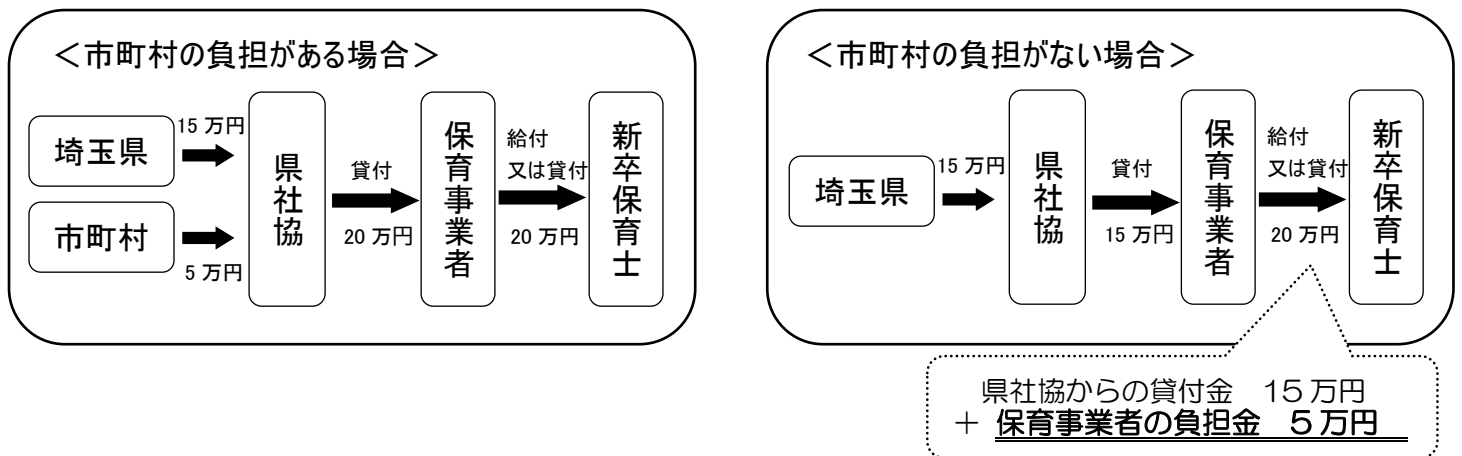
※先着順 500名

(定員に達した時点で受付は終了となります。)

## ◆申請から貸付金の交付までの流れ◆



## ◆新卒保育士への資金交付について◆



※保育事業者は、県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に対し、20万円を一括で支給してください（「受領報告書（様式第6号）」にて新卒保育士に就職準備金が支給されたかを確認します）。

※保育事業者が新卒保育士に就職準備金 20万円を支給する際には、「給付」又は「貸付」のいずれも可能とします。各保育事業者の判断で、新卒保育士の不利益にならないよう留意し、新卒保育士に了承のうえ支給してください。

### ◇「給付」とした場合

貸付金の返還が生じた場合（新卒保育士の2年未満の退職等）、保育事業者の負担で借入金額（20万円又は15万円）を県社協へ返還いただきます。新卒保育士から資金の返還を求めることはできません。

### ◇「貸付」とした場合

貸付金の返還が生じた場合、保育事業者は県社協からの借入金額（20万円又は15万円）を県社協へ返還いただきます。別途、新卒保育士に資金の返還を求めることができます。

- 貸付の趣旨、貸付の条件、返還免除の要件、返還の要件等については、双方同意の上、書面で行ってください（本貸付事業の返還免除要件より上乗せして条件を課すことは不可）。
- 新卒保育士が未成年の場合は法定代理人（親権者）の同意が必要となります。
- 連帯保証人を立てる場合は、書面に署名・捺印が必要です。

## ◆返還の猶予・免除申請について◆

### 1 貸付金の返還の猶予について

新卒保育士が、次に掲げる事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとします。

#### (1) ①県社協からの貸付額が20万円の場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき

#### (1) ②県社協からの貸付額が15万円の場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき

#### (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

＜やむを得ない事由＞ ※返還の猶予ができる期間はその事由によって異なります。当該事由が生じた際にお問合せください。

##### ①新卒保育士が出産休暇・育児休業を取得する場合

（子が1歳に達する月まで。なお、育休法第5条第3項で定める者は、子が1歳6か月に達する月まで。）

- ②新卒保育士が介護休業を取得する場合
- ③疾病・負傷等のため、療養する必要があり、新卒保育士が在職中に病気休職等を取得する場合で、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ④人事異動により、(1)に該当する保育所等での児童の保護等に従事できなくなったとき

## 2 貸付金の返還の免除について

新卒保育士が次のいずれかに該当するに至ったときは、就職準備金 20 万円に対する返還の債務を免除するものとします。

(1)－①県社協からの貸付額が20万円の場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事したとき。

(1)－②県社協からの貸付額が15万円の場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により児童の保護等に従事できなかった期間は(1)の従事期間に算入できません。

(2)(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### ◆就職準備金の支給から返還の免除申請について◆



## ◆貸付金の返還について◆

### 1 貸付金の返還について

保育事業者は、次のいずれかに該当する場合には、資金を返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
- (3) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
- (4) 保育事業者が運営する保育所等において新卒保育士を児童の保護等に従事させる意思がなくなったとき
- (5) 新卒保育士が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

#### <貸付契約の解除について>

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等を退職した又は内定を辞退したとき
- (2) 新卒保育士が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 新卒保育士が死亡したとき
- (4) 新卒保育士が給付又は貸付を受けることを辞退したとき
- (5) 保育事業者が偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- (6) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

**※グループ法人(代表者が同一など)であっても、法人をまたぐ異動があった場合は返還となりますのでご注意ください。**

### 2 返還方法について

返還期間: 返還の事由が生じた日の属する月の翌々月まで

返還方法: 一括払い

### 3 延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

### 4 返還の流れ

①返還の事由が発生



②県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書(様式第12号)」を提出



③県社協で審査の上、納入通知書を送付



④保育事業者が、指定口座に一括で払込



⑤県社協への入金完了後、保育事業者あてに「返還完了通知」及び借用証書及び印鑑証明書等を返却



## ◆提出書類・届出について◆

・保育事業者や新卒保育士に状況の変化が生じた場合は、速やかに県社協へご連絡ください。

貸付の申請をするとき

【9月～2月】

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書(様式第1号)	新卒保育士1人につき1枚
②	同意書(様式第3号)	新卒保育士1人につき1枚
③	新卒保育士の内定通知書(写)	新卒保育士1人につき1枚
④	卒業見込証明書(写)又は保育士試験合格通知書(写)	新卒保育士1人につき1枚
⑤	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧(様式第2号)	一度の申請につき1枚
⑥	養成施設の実習生を受け入れていること等が分かる書類(写) 例)養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し	一度の申請につき1枚
<p>～当該年度に養成施設の実習生の受け入れがない場合～ 以下のいずれかの書類をご提出ください。審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。</p> <p>○過去に実習生を受け入れた保育所であることが分かる書類 (過去3年以内のもの) 例)養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し</p> <p>○実習生の受け入れができる保育所であることが分かる書類 (1)実習生受け入れの事業計画書の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式) (2)理事会の議事録(理事会等で承認を得ていることの記載部分)の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式)</p> <p>○埼玉県保育士等キャリアアップ研修の「保育実践」の受け入れ保育所であることの決定通知書の写し ○子育て支援員研修の「見学実習」の受け入れ保育所であることが分かる書類の写し及び実習生が自園の職員ではないことが分かる書類の写し</p>		

貸付決定後、借用証書等を提出するとき

【3月】

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書(様式第4号)	
②	振込口座申請書(様式第5号)	
③	振込先通帳(写)	金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが分かる部分
④	印鑑証明書	保育事業者につき1枚

県社協から貸付後、返還猶予申請書を提出するとき

【4月～6月】

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書(様式第6号)	
②	返還猶予申請書(様式第9号)	
③	保育士証(写)	
④	雇用契約内容届出書(様式第7号)	

勤務状況を報告するとき

【新卒保育士の就職から1年が経過したとき】

①	業務従事届(様式第8号)	
---	--------------	--

返還の免除を申請するとき

【新卒保育士の就職から2年が経過したとき】

①	業務従事届(様式第8号)	
②	返還免除申請書(様式第10号)	

貸付を辞退するとき

【貸付内定から貸付金の交付まで随時】

①	貸付辞退届(様式第11号)	
返還をするとき		【貸付金の交付から返還事由の発生時まで随時】
①	返還計画申請書(様式第12号)	
保育事業者の名称、代表者、所在地等を変更したとき		【随時】
①	異動届 借受者用(様式第13号)	
新卒保育士の氏名、勤務先を変更したとき		【随時】
①	異動届 新卒保育士用(様式第13号)	

## ◆様式一覧◆

・各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書	様式第1号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧	様式第2号
同意書	様式第3号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書	様式第6号
雇用契約内容届出書	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還猶予申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
貸付辞退届	様式第11号
返還計画申請書	様式第12号
異動届	様式第13号
キャリアパス要件確認書 ※市町村保育担当課が使用するもの	様式第14号

## ◆問い合わせ先◆

【申請方法・手続き等に関する事】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL 048-824-3370

HP [https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan\\_8.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_8.html)



【制度趣旨・キャリアパス要件に関する事】

○埼玉県 福祉部 少子政策課 施設運営・人材確保担当 TEL 048-830-3349